

改正 平成15年3月31日規則第50号 平成17年3月29日規則第56号
平成26年4月15日規則第43号 平成28年4月26日規則第34号
平成31年1月29日規則第1号

特定調達契約に関する香川県建設工事執行規則の特例に関する規則をここに公布する。

特定調達契約に関する香川県建設工事執行規則の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、県の締結する工事に係る契約のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)の規定が適用されるもの(以下「特定調達契約」という。)の取扱いに関し、香川県建設工事執行規則(昭和39年香川県規則第54号。以下「建設工事執行規則」という。)の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「工事」とは、建設工事執行規則第1条に規定する工事をいう。

2 この規則において「契約担当者」とは、香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)第2条第4号に規定する契約担当者をいう。

3 この規則において「一連の調達契約」とは、特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。

一部改正〔平成26年規則43号、平成31年規則1号〕

(特定調達契約の締結)

第3条 特定調達契約は、一般競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

(一般競争入札の公告)

第4条 契約担当者が特定調達契約につき一般競争入札により契約を締結しようとする場合における建設工事執行規則第6条第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項を公告するものとする」とあるのは「少なくとも入札の施行の日前40日(一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札であって、最初の契約に係る入札の公告において最初の契約以外の契約に係る入札の公告を少なくとも入札の施行の日前24日までに行う旨を定めたものについては、24日)までに次に掲げる事項を香川県報により公告するものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる」とする。

一部改正〔平成17年規則56号、平成26年規則43号〕

(一般競争入札について公告する事項)

第5条 契約担当者は、前条の規定により読み替えられた建設工事執行規則第6条第1項の規定による公告(以下「一般競争入札の公告」という。)をするときには、同項各号に掲げる事項及び同条第2項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても、公告しなければならない。

(1) 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される工事の概要及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

(2) 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(3) 第8条に規定する文書の交付に関する事項

(4) 落札者の決定の方法

(5) 契約に関する事務を担当する課、出先機関等の名称及び所在地

(6) 契約の手続において使用する言語

2 契約担当者は、一般競争入札の公告において、次に掲げる事項を英語、フランス語又はスペイン語により記載するものとする。

(1) 工事の概要

(2) 入札期日

(3) 契約に関する事務を担当する課、出先機関等の名称

一部改正〔平成26年規則43号〕

(一般競争入札に参加する者の資格に関する要件の制限)

第6条 知事は、建設工事執行規則第8条第4項の規定にかかわらず、特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者につき、当該入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができない。

(郵便等による入札)

第7条 契約担当者は、特定調達契約に係る一般競争入札についての郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札(以下この条において「郵便等による入札」という。)を禁止してはならない。

2 郵便等による入札をする者についての建設工事執行規則第15条第1項の規定の適用については、同項中「指定日時及び指定場所に入札者を出席させ、入札保証金に係る領収書の提示を求めたうえ入札書(第4号様式)を用い」とあるのは「入札書(第4号様式)に入札保証金に係る領収書を添付させ」とし、同項第4号中「表示した封筒に入れ」とあるのは「表示し、及び入札日時を記載した封筒を入れ、これを封かん」とする。

3 契約担当者は、郵便等による入札に係る入札書の送付については、前項の規定により読み替えられた建設工事執行規則第15条第1項第4号の規定により封筒に入れた入札書と入札保証金に係る領収書とを封筒に入れ、これを封かんし、表面に「入札書在中」と表示し、書留郵便その他これに準ずる方法により入札の日の前日までに到着するよう送付させるものとする。

4 契約担当者は、前項に規定する方法により送付された入札書を受領したときは、その日時を当該入札書の入った封筒の余白に記入し、押印の上、開札時まで封かんのまま保管しなければならないものとする。

一部改正〔平成15年規則50号〕

(入札説明書の交付)

第8条 契約担当者は、特定調達契約につき一般競争入札により契約を締結しようとするときは、当該一般競争入札に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項について説明する文書を交付するものとする。

(1) 第5条第1項の規定により公告するものとされている事項(同項第3号に掲げる事項を除く。)

(2) 入札に付する工事の仕様その他の明細

(3) 開札に立ち会う者に関する事項

(4) 建設工事執行規則第15条第2項に規定する電子入札システムを使用する方法により入札をさせる場合には、当該電子入札システムの使用に関する事項

(5) その他契約担当者が必要と認める事項

一部改正〔平成26年規則43号〕

(落札者の決定方法の制限)

第9条 建設工事執行規則第11条第2項の規定は、特定調達契約については、適用しない。

(落札者の決定に関する通知)

第10条 契約担当者は、特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

(随意契約によることができる場合)

第11条 特定調達契約については、建設工事執行規則第5条第1項第3号、第6号又は第7号の規定によるほか、特例政令第11条第1項各号に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。

2 特定調達契約につき建設工事執行規則第5条第1項第6号又は第7号の規定により随意契約による場合については、同条第4項の規定は適用しない。

(落札者等の公示)

第12条 契約担当者は、特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、香川県報により公示をしなければならない。

2 前項の規定による公示においては、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 落札又は随意契約に係る工事の概要
- (2) 契約に関する事務を担当する課、出先機関等の名称及び所在地
- (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- (6) 契約の相手方を決定した手続
- (7) 一般競争入札によることとした場合には、一般競争入札の公告を行った日
- (8) 随意契約による場合には、その理由
- (9) その他契約担当者が必要と認める事項
(記録の作成及び保管)

第13条 契約担当者は、特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、当該契約の内容その他必要な事項について記録を作成し、保管するものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、特定調達契約に関する事務について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日規則第50号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日規則第56号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成26年4月16日から施行する。

2 改正後の特定調達契約に関する香川県建設工事執行規則の特例に関する規則の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則

この規則は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年2月1日から施行する。